



緊急消毒について



今般の国内における高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、県では、家きん飼養者の皆様に消石灰を配付し、県内一斉の緊急消毒を実施することとしました。

記

1 実施期間

令和3年11月30日（火）から令和3年12月31日（金）まで

2 実施の概要

- ・目的：県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- ・対象：県内の家きんを1羽以上飼養する全ての農場
- ・方法：消石灰、逆性石鹼、塩素系等の消毒薬の家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布（別紙のリーフレット参照）
- ・その他：飼養羽数に応じて、消石灰を配布します。

3 消石灰の配布

- ・配布数量：50羽以下飼養農家：1袋  
51羽以上99羽以下飼養農家：2袋
- ・配布方法：管轄の家畜保健衛生所に事前に連絡のうえ、受け取りに来てください。

4 実施の報告

緊急消毒終了後、管轄の家畜保健衛生所に電話で報告してください。

5 その他

飼養する家きんに異常がないか毎日確認し、異常が見られた場合には速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報してください。

連絡先

〇〇地域県民局地域農林水産部〇〇家畜保健衛生所

住所：青森県〇〇〇〇・・・・

TEL：123-456-7890

## 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。